

小坂・小野地区小学校統合準備委員会設置要領

(設置)

第1条 豊岡市立小坂小学校及び豊岡市立小野小学校の統合を円滑に行うために必要な事項について協議、調整するため、小坂・小野地区小学校統合準備委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議、調整を行い、豊岡市教育委員会に報告する。

- (1) 学校名、校歌、校章等に関する事
- (2) 記念行事に関する事
- (3) P T Aの組織運営に関する事
- (4) 学校と連携した地域事業に関する事
- (5) 通学方法に関する事
- (6) 学校指定用品に関する事
- (7) 学校運営・学校行事に関する事
- (8) その他統合に必要な事項

(委員)

第3条 委員は、次に掲げる者で組織する。

- (1) 地区の代表者
- (2) P T Aの代表者
- (3) 学校職員
- (4) 前3号に掲げる者のほか、委員長が必要と認める者

2 委員の任期は、第2条に規定する事務が終了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選任する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員長は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(分科会)

第6条 委員会は、必要に応じて分科会を置くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

(施行期日)

1 この要領は、令和6年7月1日から施行する。

(招集の特例)

2 この要領の施行後最初に開かれる会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。

(失効)

3 この要領は、委員会が第2条に規定する所掌事務を終了した日限り、その効力を失う。